

公証法（改正版）

第 I 編

総則

第 1 条（新） 目的

本公証法は、契約、その他の書類が正しく真実であることを認証し、そして証拠書類として使うために、組織に関する原則、規定並びに処置、公証業務活動、公証業務管理並びに公証業務検査を規定するものである、法的な正当性を増大させ、個人、法人そして組織の正当な正義、権利並びに利益を保護し、治安維持、社会の良き秩序と国家の経済 - 社会発展に貢献することに狙いを定めている。

第 2 条（新） 公証

公証とは、法規則あるいは契約相手又は認証を求めている者の自発的な意思を基本として、契約書並びに他の書類が事実に沿って正当で合法であるということに関して、公証人によってなされる認証である。

第 3 条（新） 用語の説明

本公証役場法の中で使用されている用語の意味は、以下の通りである。

- ນາຍທະບຽນສານ (公証人) とは、規定に沿って任命された公証局局長、公証事務所長並びに公証ユニット長を意味する。
- ການຢັ້ງຢືນ (認証する) とは、契約あるいは他の書類の事実に沿った正当性並びに合法性を、公証人による認証のための署名と押印により、認めることを意味する。
- ຜູ້ຢັ້ງຢືນ (認証を求める者) とは、個人、法人あるいは組織において、契約又は他の書類の認証を公証人に求める者を意味する。
- ເອກສານສະບັບຕົ້ນ (原本) とは、最初に作成された書類でかつ法的に有効なものを意味する。
- ເອກສານສຳນຶກ (コピーされた書類) とは、原本を、写した、印刷した、あるいはコピーしたものである。コピーされた書類を法的に有効にさせるためには、正しく認証を受けなければならない。
- ເອກສານອື່ນ (他の書類) とは、遺産相続の覚書、会社の規則などのように、契約ではないものを意味する。
- ຍາດໃກ້ຊິດຂອງຕົນ (自身の近親者) とは、夫側並びに妻側の親せきである個人を意味する。例えば、父母、養父母、異父母、妻の両親、夫の両親、実子、養子、連れ子、孫、兄弟姉妹を意味する。

第 4 条（新） 公証業務に関する政府の政策

真実と法律に沿った正当性を保証し、自身の正当な権利と利益を保護するために、政府は、個人、法人並びに組織が、自身が作成したところの契約や他の書類を公証人によって認証することを促進し支援する。

政府は、人材育成、予算、車両、機材の供給に真剣に取り組む、並びに公証業務活動を円滑にするための条件を整えている。

定められた条件と規定に沿って、政府は、各経済部門が公証業務を実施することを支援する。

第 5 条（新） 公証業務に関する原則

以下の原則を基礎として公証業務を実施する。

- 厳格に法規則を守り実行する。
- 契約相手との平等と調和を保証する。
- 迅速、包括的、完全に、客観的、倫理的であること。
- 業務実施において後で検査を受けることができるくらい公明正大に合同で実施する。
- 書類の安全を保障する、遺言状など、契約や他の書類の秘密を守る。

第 6 条 公証業務で使用される言葉

認証を請求する各書類は、ラオス語のものでなければならない。認証を請求する書類が外国語の場合、ラオス語に翻訳しなければならない、あるいは認証に参加する誰か 1 人がラオス語を分からない場合は、通訳をつけなければならない。

第 7 条（新） 法律使用の範囲

本公証役場法は、ラオス人民民主共和国において、契約又は書類を作成した国内外の個人、法人あるいは組織に使用される。また、法規則に基づいて、ラオス人民民主共和国大使館の公証ユニット並びにラオス人民民主共和国領事館において、契約又は書類を作成した国内外の個人、法人あるいは組織も、本法律の使用範囲に含まれる。

第 8 条（新） 海外協力

政府は公証業務の範囲の発展のために、テクニク、専門とニュース情報面においての知識経験の交流を通じて、人材資源

公証法

の開発を通じて、ラオス人民民主共和国が加盟している国際協定あるいは条約に沿って公証人が認証した書類の法律面での価値を知ることによって、公証業務に関して、外国並びに国際社会と協力関係を持つことを支援する。

第II編 公証業務

第9条(訂正) 公証業務

公証業務とは、以下のことを認証することである。

1. 売買契約、消費貸借契約、賃貸借契約、工事請負契約、労働契約、パートナーシップ契約並びに他の契約などの様々な種類の契約の正当性を認証する。
2. 遺言状
3. 夫婦の、婚姻前固有財産と婚姻共有財産に関しての所有権に関して認証する。
4. コピーした書類
5. 署名あるいは拇印押捺
6. 翻訳
7. 写真と本人が同一であるか。
8. 書類申し込み年月日
9. 認証に関する書類の受取
10. 他の書類

第10条(新) 認証のプロセス

認証は、以下のプロセスに沿って実施すること。

- 認証請求
- 認証審査
- 認証時間制限
- 書類譲渡認証
- 契約あるいは認証書類の保管

第11条(新) 認証請求

国内外の個人、法人あるいは組織は、自身が作成した契約あるいは他の書類を自身の居住している、契約を実行する、あるいは契約目標である不動産があるところの公証機関に持って行き、その認証を請求することが可能である。

認証請求を行う者は、実行面においてそれが可能であること、行動面においてその能力がない場合は、両親あるいは保護者に代理でやってもらう必要がある。法人あるいは組織の場合は法的に正当な、あるいは前述した組織から権利を委譲された代表者が行う。

第12条(新) 認証請求者の義務

認証請求者は、以下の義務を有する。

1. 公証人に自身が認証してもらいたい契約、他の書類を提出する。
2. 自身が認証を請求する契約と他の書類に関して、正しく、完全に揃った、明確な情報あるいは証拠を供給する。
3. 身分証明カードあるいは家族登録証あるいは自身への委任状

を提出する。

4. 規定に従って手数料とサービス料を支払う。
5. 法律の中で規定されているように、他の義務を実行する。

第13条(新) 認証審査

事実と法律に沿って正当性を保証するために、認証請求を受けた後で、公証人は、認証を請求されている契約あるいは他の書類に関する真実の証拠情報を詳細に、深く調査し検査し、詳細に全体的な審査をしなければならない。

証拠情報が完全ではなく、あるいは明確でない場合は、証拠情報を完全にそして明確にして問題を解決し改善するために、公証人は助言を行い、説明した後、関係する書類を認証請求者に送り返す。

実際に正当でそして法規則に合致していると分かれば、公証人はこれを認証する。もし、認証が求められている契約あるいは他の書類が真実でないなら、法規則に合致しない、紛争が生じている、あるいは自身の有する権利の範囲外のものであるなら、公証人はそれを認証しない。

第14条(新) 認証期限

証拠情報が正しく、完全で、明らかで並びに真実である場合は、公証人は認証請求を受けてから公務日3日間以内に、認証審査を行わなければならない。

必要な場合は、証拠資料を調べなければならない、あるいは証拠資料を追加で持ってくる場合は、上の節で述べた制限時間を延長することも可能であるが、最高で公務日15日を超えてはならない。

第15条(新) 認証の価値

契約あるいは他の書類に公証人が認証の署名をした日から、認証は有効となる。

契約の相手側、関係者又は請求者に対する強制効果、そして裁判での審理、調停などでの法律上の価値があるということも含めて、認証された契約あるいは他の書類は、何らかの活動を行うに際しての証拠として価値を持ち、また重要な条件となる。

その認証が正しくないと判明された場合も、権利がある。

- 裁判所に訴えて、この判断が無効であると請求する。
- もしそれが郡レベルの公証業務ユニットでの認証であれば、破棄請求のために、県、特別市司法課課長に提言する。
- もしそれが県レベルの公証事務所での認証であれば、破棄請求のために、公証局局长に提言する。
- もしそれが公証局局长の認証であれば、破棄請求のために、司法大臣に提言する。

第16条(新) 認証書類の譲渡

公証人が認証した書類は、認証を請求するために来た、個人、法人あるいは組織にのみ譲渡される。

捜査機関、人民検察院、人民裁判所あるいは紛争解決組織が認証書類の譲渡を申し込んできた場合は、関係する書類のコピー

一のみを与える。

第17条(新) 認証された契約あるいは認証された書類の保管
認証された契約と認証された書類の保管は、その認証を行った公証業務遂行機関で保管されなければならない。これらの書類の保管にあたって、公証人は認証を受けた契約書、他の書類を種類別に分類し、制度的に保管し、その安全を保証しなければならない。

その実施が終了した契約並びに他の書類の保管期間は、20年とする。

第III編

公証業務の実施

第1章

公証機関

第18条(新) 公証機関

公証機関は、真実並びに法律に沿って、契約と他の書類の正当性を認証する政府組織である。

必要が生じた場合は、特別規定の中で規定されるように、政府は民間の公証事務所の設立を許可することがある。

第19条(改正) 公証機関の位置と役割

公証機関は司法省に属する組織機関であり、司法省司法大臣の指揮下で契約並びに他の書類を認証する役割を有する。

第20条(新) 公証機関の権利と義務

公証機関は、以下の権利と義務を有する。

1. 上層部に提言して審査してもらうために、公証業務に関する業務の法律並びに下位法令の研究と草案作りをする。
2. 契約と他の書類が、事実と法律に沿って正当性があるか、調べて認証する。
3. 公証役場法並びに関係する規定の広報宣伝並びに研修教育を行い、社会の人々に公証人から認証を受けることの重要性と利益を知らしめる。
4. 認証のために持ち込まれた契約並びに他の書類の保管
5. 認証並びに公証業務遂行のために、関係部門との共同実施を行う。
6. 公証業務遂行に際して、自身の上層部に意見を提言する。
7. 間違えた認証を破棄するために、本公証役場法第15条の中で規定されているように、司法関連当局の長に提言する。
8. 関連する上層部に、自身の業務実施について報告する。
9. 法規則の中で規定されているように、権利を行使し他の義務を実行する。

第21条(改正) 公証機関の組織構成

公証機関の組織構成は、以下のようになっている。

- 司法省公証局

- 県、特別市司法課常任公証事務所
- 郡、特別区司法事務所常任公証業務ユニット
- 海外のラオス人民民主共和国ラオス大使館あるいは領事館の公証業務ユニット

本条文第1項の中で規定されている公証機関の管理メカニズムは、特別規定の中で定められている。

第22条(改正) 人事構成

公証機関の人事構成は、以下のようになっている。

- 公証機関長
- 1人又は2人の副機関長
- 一部の技術職と管理職員

第23条(新) 公証人の権利と義務

公証人は認証前に契約並びに他の書類に関して、検査、助言する権利と義務を有する。もし、契約と他の書類が事実と法律に沿って正当なものであると判断されると、公証人は認証の署名を行う。

公証人が正当ではないと認証し、そして損害が発生すると法的責任が生じる意図的な犯罪の場合は、刑事罰になり、損害を賠償することになる。

第24条(新) 副公証人の権利と義務

副公証人は、義務とされている業務の遂行にあたって公証人を補佐する義務があり、公証人からの委譲により、何らかの業務に対して責任を負う。

公証人が不在の場合あるいは多忙の場合、委譲された副公証人が代理となり代わりに認証を行う。

第2章

公証人

第25条(改定) 公証人としての基準

公証人は、以下に述べるすべての基準に達していること。

1. ラオス国民であり、年齢25歳以上であること。
2. 義務の遂行において、政治姿勢が強固である、革命的道德資質がある、倫理がある、正直で純真である。
3. 上級の法律知識、あるいはそれ以上の知識、あるいは最低で3年以上の司法業務の経験があること。
4. 公証業務の研修を受けたことがある。
5. 裁判所より、意図的な刑事事件による刑罰の判決を受けたことがない。
6. 健康である。

第26条(改正) 公証人並びに副公証人の任命あるいは解職

公証人である公証局局長は、司法大臣からの提言に沿って、首相より任命あるいは解職される。

公証法

副公証人である公証局副局長、公証事務所所長又は公証事務所副所長である公証人並びに副公証人、公証業務ユニット長又は副ユニット長である公証人、副公証人は、他の分野部局と関係する地方行政機関との調整実施後、職員人事局の提案に沿って、司法大臣によって任命あるいは解職される。

第Ⅳ編

手数料とサービス料

第27条(訂正) 手数料

手数料とは、政府の行政管理権利費用であり、契約あるいは他の書類の認証を求めた個人、法人、組織より徴収する。この認証は、事実と法律に沿って公証機関を通じてなされる形態である。

手数料徴収とそれを政府予算に譲渡することは、短期・中期・長期に宣言される手数料とサービス料に関する国家主席令に沿って実施される。

第28条(新) サービス料

サービス料とは公証機関の専門面に対する利用料であり、契約又は他の書類の認証を請求する個人、法人あるいは組織から利益追求のためではなく、政府予算の支出を助けるために徴収するものである。

サービス料徴収とそれを政府予算に譲渡することは、短期・中期・長期に宣言される手数料とサービス料に関する国家主席令に沿って実施される。

第Ⅴ編

禁止事項

第29条(新) 公証人と公証機関の他の職員の禁止事項

公証人と公証機関の他の職員の以下の行為は、禁止となる。

1. 認証請求者が文章の形で同意したか、あるいは法律が別に規定した場合を除いて、認証作業中に自身が知り得た、認証請求のために持ち込まれた契約あるいは他の書類の内容に関する情報を公開することは禁止されている。
2. 個人の利益のためにあるいは他人の権利と利益を破壊するために、自分が認証した情報を使用する。
3. わざと遅らせる、引き延ばす、認証請求者を困らせる、あるいは認証のために持ち込まれた書類を隠し壊す。
4. 契約相手側又は認証請求者の前でない場所で、契約あるいは他の書類を認証する。
5. 認証請求者から金銭あるいは何らかの利益を受け取る、又はこれを督促する。
6. 事実と異なること、法規則に反すること、社会の治安維持あるいは秩序に逆らうことを認証する。
7. 自身、夫あるいは妻あるいは自身の近親の親せきに関する契約

あるいは他の書類を認証する。

8. 義務の遂行において、無視する、依怙最厚する、態度を決めかねない。
9. 法規則を犯すような他の行為。

第30条(新) 認証請求者の禁止事項

認証請求者の以下の行為を禁止する。

1. 認証請求するところの書類又は情報を偽造する。
2. 公証人並びに公証機関の他の職員を強制する、恐喝する又は暴力をふるう、嘲る、騙す。
3. 公証人並びに公証機関の他の職員に賄賂又は他の利益を渡す。
4. 法規則に違反する他の行為。

第31条(新) 個人、法人又は他の機関の禁止事項

個人、法人並びに他の組織が以下の行為を行うことを禁止する。

1. 公証機関の公証人と他の職員の業務実施に対して協力しない、妨害する。
2. 他の者が公証機関に契約又は他の書類を認証請求に行かないように奨める。
3. 公証機関の公証人又は他の職員との贈賄の仲介をする。
4. 自身の知るところの契約又は他の書類について誤った情報を与える。
5. 認証請求された書類の内容を変えるために公証人と共謀する。
6. 法規則に違反する他の行為。

第Ⅵ編

公証業務の管理と検査

第1章

公証業務管理

第32条(改正) 管理機関

政府は、人民裁判所、人民検察院、土地管理機構、外務省そして関係する地方行政機関など、他のセクションとの調整協力実施における中心として司法省に公証業務管理を委任して、全国において中央集中並びに統一的な管理を行っている。

公証業務管理機関は、以下の通りである。

- 司法省
- 県司法課、特別市司法課
- 郡司法事務所、特別区司法事務所

ラオス人民民主共和国の在外大使館あるいは領事館の公証業務ユニットは、外務省の管轄になる。公証業務管理における外務省の権利と義務は、特別規定の中で定められている。

第33条(新) 司法省の有する権利と義務

公証業務管理における司法省の権利と義務は、以下の通りで

ある。

1. 公証業務について、政策と法規則の研究、そして政府に審査を申請する。
2. 公証業務についての法規則の広報宣伝、普及そして研修教育を行う。
3. 全国において、公証業務について、専門的側面からの指導、モニタリング、そして管理を行う。
4. 事実と法律に沿って、不当な公証局の認証を廃止あるいは廃棄する。
5. 審査するために首相に公証局局長の任命、移動あるいは解職を提言する。
6. 司法省職員 - 人事局長、地方司法セクション長からの提言に沿って、公証局副局長、公証事務所長、公証事務所副事務所長、公証業務ユニット長、公証業務ユニット副長の任命、移動、あるいは解職を、関係する部門と合同実施で行う。
7. 政治 - 思想、道徳、倫理並びに専門面で、公証業務に対して責任を担う人員の育成、レベルアップを行う。
8. 地方行政機関並びに関係部門と合同実施を行う。
9. 公証業務について、外国と関係協力を行う。
10. 定期的に、政府に対して、全国における公証業務に関して、状況報告を実施する。
11. 法律の中で規定されたように、権利を行使し、その他の業務を実施する。

第34条(新) 県司法課、特別市司法課の権利と義務

公証業務の管理に際して、県司法課、特別市司法課の権利と義務は、以下の通りである。

1. 自身の地方において、公証業務に関する法規則を正しく統一的に広報宣伝、普及する。
2. 組織、予算を管理し、そして公証事務所の業務実施を指揮する。
3. 事実と法律に沿っていない公証業務ユニットの認証を廃止あるいは破棄する。
4. 関係する地方行政機関からの賛成を得ることによって、事務所、公証業務ユニットの建設と整備、事務所長、副事務所長、公証業務ユニット長、公証業務副ユニット長の任命、移動あるいは解任に関して司法省に対して提言する。
5. 自らの義務を果たすことにおいて、他の関係部門と調整協力する。
6. 公証業務実施に関して、収入 - 支出を管理する。
7. 上層部からの委譲に従って、公証業務について、外国と協力関係を持つ。
8. 定期的に、司法省と県行政機関、特別市行政機関に、公証業務実施について報告する。
9. 法律の中で規定されているように、権利を行使して、他の義務を実施する。

第35条(新) 郡司法事務所、特別区司法事務所の権利と義務

公証業務を管理するにあたって、郡司法事務所、特別区司法事務所は、以下のような権利と義務を有する。

1. 公証業務に関する法規則を、自分の地方の中で正しく統一的に普及させる。
2. 組織、予算を管理し、そして公証業務ユニットの義務としての業務実施を指揮する。
3. 郡行政機関、特別区行政機関より同意をもらい、公証業務ユニットの建設と整備、公証業務ユニット長、公証業務ユニット副長の任命、移動あるいは解職に関して司法省に提言するために、先ず県司法課に提言をする。
4. 公証業務の管理にあたり、関係部門と合同実施を行う。
5. 自らの責任範囲において、公証業務実施に関して、収入 - 支出を管理する。
6. 定期的に、司法課と郡行政機関、特別区行政機関に、公証業務実施に関する報告をする。
7. 法規則の中の規定に沿って、権利を行使し、他の義務を実施する。

第36条(新) 他のセクションの権利と義務

公証業務の管理において、他のセクションは司法セクションとの調整並びに協力に際して、自身の役割に沿って、権利と義務を有する。

第2章

公証業務の検査

第37条(新) 検査機関

公証業務検査機関には、以下の2種類がある。

1. 本公証役場法第32条の中で規定されているように、内部公証業務検査機関とは、公証業務管理機関の一部である。
2. 外部検査機関とは、国民議会、政府検査機構、国家検査機構並びに人民検察院である。外部検査は、不明朗で公明正大ではない問題が見られた場合、個人あるいは何らかの組織の提言により実施される、又は内部検査機関自身により検査が始められる。

第38条(新) 検査内容

主な検査内容には、以下のものがある。

1. 契約あるいは他の書類認証の正当性
2. 公証機関の組織と活動
3. 公証業務実施に関する収入 - 支出の管理と使用
4. 責任、行動並びに公証人と他の公証機関職員の業務実施方法モデル

検査の後、公証業務実施において規約に対する違反が判明した場合、関係する司法セクションに提言し、違反者に対して公証業務活動の停止、義務遂行の一時中止あるいは公証人、公証機関の他の職員の解職などの命令を出してもらう。

第39条(新) 検査の形態

公証業務検査は、通常検査、事前通告検査並びに緊急検査により、実施される。

公証法

通常検査とは、計画に沿っての検査であり、確実に決まった時間で少なくとも年に1回は実施される。

事前通告をもって行われる検査は計画外の検査であり、その必要が判明した時に、検査を受ける者に対して少なくとも24時間前に通知する。

緊急的な検査は計画外の検査であり、検査の必要が判明した時に実施されるが、この検査は検査を受けるものに対して事前通告なしで緊急に実施される。

この検査においては、書類検査と現場での検査の両方を行う必要がある。

第VII編

予算と印鑑

第40条(改正) 予算

公証業務実施の効果を保証するために、公証機関は、以下のように予算を使わなければならない。

- 公証局は、司法省の予算管轄である。
- 公証事務所は、県司法課、特別市司法課の予算管轄である。
- 公証業務ユニットは、郡司法事務所、特別区司法事務所の予算管轄である。

在外のラオス人民民主共和国在ラオス大使館あるいは領事館の公証業務

ユニットは、大使館又は領事館の予算管轄にある。

第41条(新) 印鑑

公証機関は自己の印鑑を持つ。これは丸い形で、丸の上部に「ラオス人民民主共和国」と書かれていて、下部には「司法省」あるいは「県、特別市あるいは郡、特別区」、そして丸の中央には「公証局」あるいは「公証事務所」あるいは「公証業務ユニット」と書かれている。

在外のラオス人民民主共和国在ラオス大使館あるいは領事館の公証業務ユニットの印鑑は、関係する大使館あるいは領事館のものを使うこと。

第VIII編

功労者に対する優遇措置政策と違反者に対する処置

第42条(新) 功労者に対する優遇措置政策

契約や他の文章の認証など、本公証役場法の施行において優秀な功績を挙げた個人、法人あるいは組織は、規定に沿って称賛あるいは他の優遇措置政策を受ける。

第43条 違反者に対する処置

誤った情報を供給する、故意に時間をかけ、わざと遅らせる、賄賂を受け取る又は賄賂を渡す、又は政府、社会又は他の個人に被害を生じさせる何らかの行動をとるなど、本公証役場法に違反した個人、法人又は組織は、法規則とその罪の軽重に従って、そして自分が起こした損害に対する賠償費の支払いと、研修教育、懲

戒、罰金、裁判にかけられるなどの処罰を受ける。

第IX編

最終規定

第44条(新) 組織と実施

ラオス人民民主共和国政府が本公証役場法の施行を実施する。

第45条(新) 発効

本法律は、ラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令を出し、その使用を公布した日より発効する。

本法律は1991年12月30日付書類番号04/ソーパーソー公証事務所法に替わるものである。

本法律と合致しないいかなる規定事項、規定条項は、すべて破棄される。

国民議会議長